

募集要項資料6

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリーの管理運営に関する 基本協定書（案）

吹田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）は、健都レールサイド公園（以下「公園」という。）及び吹田市立健都ライブラリー（以下「ライブラリー」という。）の管理運営に関する基本事項について、次のとおり基本協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、吹田市健都レールサイド公園の管理運営に関する条例（以下「公園の管理運営条例」という。）第5条及び吹田市立図書館条例（以下「図書館条例」という。）第6条の規定により、乙が指定管理者として行う公園及びライブラリーの管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

（管理運営業務の遂行）

第2条 乙は、公園及びライブラリーの設置目的及び乙が行う公園及びライブラリーの管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）及び自主事業の実施に当たって求められる公共性を十分理解したうえで、乙の能力や創意工夫を生かし、利用者に対するサービスの向上を図るよう、適正かつ確実に業務を遂行しなければならない。

（管理運営を行う施設）

第3条 乙が管理運営を行う施設は、次の施設とする。

- （1）健都レールサイド公園 吹田市岸部新町●番●号
- （2）吹田市立健都ライブラリー 吹田市岸部新町●番●号

（指定の期間等）

第4条 甲が乙を指定管理者として指定する期間（以下「指定管理期間」という。）は、令和2年（2020年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までとする。

2 管理運営業務及び自主事業に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（指定管理者の責務）

第5条 乙は、この協定に定めるもののほか、地方自治法その他の関係法令及び「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者募集要項」（以下「募集要項」という。）に定める事項並びに募集において乙が提案した内容に基づき、管理運営業務を信義に従って誠実に履行し、公園及びライブラリーを円滑に運営しなければならない。

2 乙は、管理運営業務の継続が困難になったとき又はその恐れが生じたときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、災害時には、利用者に対する救護等を行うなど、迅速かつ適切に対応するとともに、災害の状況について速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

（年度協定）

第6条 この協定に定めるもののほか、会計年度ごとに必要な事項については、別に締結する年度協定において定める。

(指定管理料)

第7条 指定管理期間中の管理運営業務に係る指定管理料は、金●●●,●●●,●●●円(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額●●●,●●●円)を上限とし、会計年度ごとの指定管理料の額及び支払い方法等の詳細については年度協定において定める。

2 指定管理事業により生じた利益・損失は指定管理者に帰属するものとし、原則として精算は行わない。ただし、自然災害等の不測の事態が発生した場合には、吹田市と指定管理者との協議のうえ、指定管理料の増減する場合があるほか、次に掲げる場合については、当該年度及び次年度以降の指定管理料の減額を含め、吹田市と指定管理者との協議の上、剰余金の配分について決定することとする。

- (1) 指定管理業務の範囲、適正性及び収支状況からみて、剰余金が過大と認められる場合
- (2) 事業計画等で規定した事業を実施しなかったり、協定で定めた事業の実施回数を下回ったりする等、指定管理者の努力によらず剰余金が発生した場合
- (3) 本協定締結時に見込まれていない特段の事情の変更により剰余金が発生した場合

(管理運営業務)

第8条 乙は、公園の管理運営条例及び図書館条例、募集要項等に定めるところにより、次の各号に掲げる管理運営業務を行うものとする。

- (1) 健康増進及び利用促進等に関する業務
- (2) 公園及びライブラリーの窓口等の運営に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理等に関する業務
- (4) 連絡調整・報告等に関する業務
- (5) 利用者ニーズの把握に関する業務
- (6) 事業計画書及び事業報告書の提出等に関する業務

2 前項各号に定める業務の細目は、「健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー管理運営仕様書」(以下「管理運営仕様書」という。)のとおりとする。

3 乙は、自主事業(公園及びライブラリーの目的に合致する範囲内及び法令で定める範囲内で、乙が自らの責任及び経費によって実施するものをいう。)を行おうとするときは、あらかじめ事業の内容及び実施方法等について甲と協議しなければならない。

(遵守事項)

第9条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、利用者が公園及びライブラリーを使用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (2) 乙は、個人情報の保護に関する法律、吹田市個人情報保護条例及び吹田市情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、個人情報の漏洩が無いよう、万全の情報セキュリティ対策を講じること。また、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならず、指定管理期間の終了(第27条の規定による指定の取消しを含む。)後、並びに業務従事者が職務を退いた後においても同様とする。
- (3) 乙は、吹田市情報公開条例の趣旨にのっとり、乙が保有する情報(公園及びライブラリーの管理運営に係るものに限る)の公開について、甲に協力しなければならない。
- (4) 乙は、吹田市役所エコオフィスプランに基づき、省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制、グリーン購入等、環境に配慮した取組に努めなければならない。
- (5) 乙は、管理運営業務に従事させる者に、業務内容、接遇、人権啓発及び火災、地震等の緊急時の対応に関する研修その他業務遂行上必要な研修を実施しなければならない。

(経理)

第 10 条 乙は、公園及びライブラリーの管理運営業務を行うに当たって、次の各号に掲げる事項に留意して適正に経理を行うものとする。

- (1) 公園及びライブラリーの管理運営に関する収支を明らかにするため、公園及びライブラリーの管理に係る独立した会計を設けること。
- (2) 公園及びライブラリーの収支計算、備品の管理及び物品の出納に関する帳簿を作成すること。

2 乙は、会計年度ごとの収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を会計年度終了後 5 年間保管しなければならない。

(財産の管理等)

第 11 条 乙は、公園及びライブラリーに係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙が公園及びライブラリーの管理に係る備品を購入する場合、事前に甲の承諾を得なければならない。また、甲の支出する指定管理委託料から購入した場合、その備品の所有権は甲に帰属する。

(リスク分担)

第 12 条 管理運営業務に関するリスク分担（責任分担）については、リスク分担表（別記）のとおりとする。

2 前項のリスク分担表に定める事項で疑義がある場合又は同表に定める事項以外の不測の事態が生じた場合は、甲乙協議のうえリスク分担を決定する。

(現状変更等の承認)

第 13 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲にその旨を申し出て、甲の承認を得なければならない。

- (1) 施設の原状を変更しようとするとき。
- (2) 施設、設備及び外構を改良し、又は維持補修しようとするとき。
- (3) 新たに設備を設け、又は備品等を備え付けようとするとき。

(事業計画書等の提出)

第 14 条 乙は、会計年度開始前までに、次の各号に掲げる内容を記載した年間事業計画書を甲に提出しなければならない。なお、乙は、毎年 9 月 30 日までに翌会計年度に係る年間事業計画書（案）を作成のうえ、甲に提出し、協議しなければならない。

- (1) 管理運営体制
- (2) 管理運営に係る事業計画
- (3) 自主事業に係る事業計画
- (4) 研修等実施計画
- (5) 管理運営に要する経費

2 乙は、毎月 25 日までに翌月に係る次の各号に掲げる内容を記載した月間事業計画書を作成のうえ、甲に提出しなければならない。

- (1) 勤務予定表
- (2) 管理運営に係る実施計画
- (3) 自主事業に係る実施計画

(事業報告書等の提出)

第 15 条 乙は、毎年 4 月 30 日までに前年度に係る次の各号に掲げる内容を記載した年間事業報告書を作成のうえ、甲に提出しなければならない。

- (1) 公園及びライブラリーの利用状況
- (2) 利用者アンケートの結果
- (3) 懇談会の議事録
- (4) 管理運営に係る実績
- (5) 自主事業に係る実績
- (6) 収支決算状況
- (7) 研修等の実施状況
- (8) 事業に対する自己評価

2 乙は、毎月 10 日までに前月に係る次の各号に掲げる内容を記載した月間事業報告書を作成のうえ、甲に提出しなければならない。

- (1) 公園及びライブラリーの利用状況
- (2) 管理運営に係る実績
- (3) 自主事業に係る実績
- (4) 収支決算状況

3 乙は、その日に行った業務について業務日誌を作成し、毎月 10 日までに前月分をまとめて甲に提出しなければならない。

(モニタリング・評価等)

第 16 条 甲は、自ら管理運営状況についてモニタリング・評価を行わなければならない。

- 2 甲は、乙から年間事業報告書の提出があった際には、管理運営状況についてモニタリング・評価を行うものとする。
- 3 指定管理期間の 2 年目及び 4 年目に第三者による専門的かつ多様な視点でのモニタリング・評価を行うものとする。
- 4 乙は、前項までのモニタリング・評価結果を踏まえ、課題解決やサービス向上に努めなければならない。

(経営状況の確認)

第 17 条 甲は、乙の経営の健全性を確認するため、乙に対し、収支計算書等経営状況を説明する書類の提出を求めることができる。

2 甲は、前項の提出書類について疑義がある場合、乙に対し質問を行うことができる。この場合において、乙は、甲の質問に誠意をもって回答しなければならない。

(実地調査)

第 18 条 甲は、管理運営状況を把握するため必要があると認めるときは、随時実地調査をし、乙に対して必要な報告又は帳簿、書類等の提出を求めることができる。

2 乙は、前項の規定による報告及び提出を拒むことができない。

(指示)

第 19 条 甲は、第 15 条の規定により提出を受けた事業報告書等の確認及び第 16 条から第 18 条までの規定によるモニタリング・評価又は調査等の結果、乙による管理運営業務が適正に行われていないと認めるときは、乙に対して、必要な指示を行うことができる。

2 乙は、前項の規定による指示を受けた場合は、速やかにそれに従うものとし、措置した結果を甲に報告するものとする。

(利用者ニーズの把握)

第 20 条 乙は、事業計画等に反映するため、甲と協議のうえ、利用者へのアンケートや懇談会等の実施により、利用者のニーズや意見、要望等の把握を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により実施した調査の結果について分析及び評価を実施し、年間事業報告書に記載し、甲に提出するものとする。

3 乙は、第 1 項の規定により実施した調査により把握した利用者の意見等を業務改善やサービス向上に生かすよう努めなければならない。

(緊急時の対応等)

第 21 条 乙は、防災、防火、防犯、事故防止等、公園及びライブラリーの利用者の安全確保策を十分に講じなければならない。

2 事故や災害等の緊急事態が発生したときは、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生の旨を通報しなければならない。

3 災害時等に、甲が避難場所等として施設を使用する必要があると認めるときは、乙は、甲の指示に基づき、優先して避難者等を受け入れること。

4 乙は、ライブラリー閉館後の公園における苦情、便所の故障、災害等に対応できるよう、連絡体制を構築するとともに、必要な措置を講じなければならない。

5 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力して原因調査に当たらなければならない。

(損害賠償)

第 22 条 乙は、施設等の全部又は一部を故意又は過失によってき損し、又は滅失したときは、乙の負担において原状に回復するとともに、これによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、管理運営業務の履行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならない。

3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲が当該損害を賠償したときは、甲は乙に対し、当該賠償の額を求償するものとする。

(管理運営業務の引継ぎ)

第 23 条 乙は、指定管理期間の満了又は第 27 条の規定による指定の取消しに際して、甲又は甲が指定する者に対し、管理運営業務の引継ぎを誠実に行わなければならない。

(原状回復の義務)

第 24 条 乙は、指定管理期間が満了したとき又は第 27 条第 3 項の規定によりこの協定が解除されたときは、施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、甲が必要がないと認めたときはこの限りでない。

(再委託の禁止)

第 25 条 乙は、管理運営業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、管理運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により、甲の承認を得なければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 26 条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(指定の取消し等)

第 27 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 関係法令又はこの協定に違反したとき。

(2) 管理運営業務の履行に際し不正な行為があったとき。

(3) 管理運営業務を履行しないとき又は履行する見込みがないとき若しくは履行する意思がなくなったと認められるとき。

(4) 乙が、第 19 条の指示に従わないとき、その他乙による管理を継続することが適当でないと甲が認めるとき。

(5) 乙の役員等(乙の法人の役員又はその支援若しくは営業所を代表する者をいう)又は、経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。

(6) 乙の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(7) 乙の役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して金銭、物品その他の財政上の利益を不当に与えたと認められるとき。

(8) 乙の役員又は経営に事実上参画している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(9) 乙による管理を行うことが適当でないと甲が認めるとき。

2 甲は、前項の規定により指定を取り消し、又は管理運営業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に生じた損害、損失及び追加費用について、これらを賠償する責任を負わない。

3 甲は、第 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消したときは、この協定を解除するものとする。

(この協定の解除に伴う措置)

第 28 条 乙は、前条第 3 項の規定によりこの協定が解除されたときは、違約金として指定が取り消された会計年度における指定管理料(指定管理期間開始前にこの協定を解除した場合は、管理期間の初年度における指定管理料)の 100 分の 5 に相当する金額を甲に支払わなければならない。

2 甲は、実際に生じた損害が前項に規定する違約金の額を上回る場合は、別に損害賠償を請求することができる。

3 乙は、前条第 1 項の規定により期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止がされたときは、甲に違約金を支払わなければならない。

4 前項の違約金の額は、第 1 項に定める範囲内で甲が定め、乙に通知するものとする。

5 乙は、前条第 1 項の規定により管理運営業務の全部又は一部の停止を命じられ、又は同条第 3 項の規定によりこの協定が解除された場合において、既に指定管理料の支払いがなされているときは、甲の請求により、指定管理料の全部又は一部を返還しなければならない。

(重要事項の変更の届出)

第 29 条 乙は、次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、その旨を甲に届け出なければならない。

(1) 定款又は会則

(2) 法人又は団体の名称及び所在地

(3) 法人又は団体の代表者

- (4) 事務所、事業所又は営業所の所在地
- (5) 管理運営業務に関する規程
- (6) 非常時の体制
- (7) その他甲が指定する事項

(市施策への協力)

第 30 条 乙は、募集要項等の定めに従い、甲が行う施策や事業に協力するものとする。

(仮協定)

第 31 条 この協定は仮協定とし、甲が吹田市議会の議決を経て、乙を公園及びライブラリーの指定管理者として指定することにより、当該指定の日にこの協定を内容とする協定が締結されたものとする。

2 吹田市議会の議決が得られないときは、甲は、乙に対して、不指定の通知を行うものとし、当該不指定の通知により、この協定は、無効となる。この場合において、甲乙双方とも相手方に対して損害賠償等の請求は行わないものとする。

(協定の変更)

第 32 条 管理運営業務に関し、特別な事情が生じたときは、甲乙協議のうえ、この協定を変更することができる。

(信義則)

第 33 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定に定める事項を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 34 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和元年（2019 年） 月 日

甲 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 4 0 号
吹田市
代表者 吹田市長

乙

別記 リスク分担表（丸印がリスク負担者）

種類	内容	負担者	
		吹田市	指定 管理者
応募コスト	応募コストの負担		○
引継ぎコスト	業務引継ぎコストの負担		○
法令の変更	法令の変更に伴う経費の増減	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う経費の増減		○
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増減	協議事項	
税制の変更	消費税の税率の変更	○	
	法人税その他事業に影響を及ぼす税率の変更		○
事業の中止・延期	施設設置者の責任による利用の遅延・中止	○	
	施設管理者の責任による利用の遅延・中止		○
	指定管理者の事業放棄		○
	法令その他の制度の変更のために市の施設利用が困難になったことによる中止	○	
公園の使用料	制限行為の許可に係る使用料の徴収・保管		○
物品管理	指定管理者の故意又は過失により破損した貸与物品の修繕費用		○
第三者賠償	第三者に損害を与えた場合（管理瑕疵）		○
	第三者に損害を与えた場合（設置瑕疵）	○	